一等航空運航整備士の資格に係る技能証明	飛行機又は回転翼航空機	学科教育	一　機体及び電子装備品等に関する一般知識（機体装備品及び電子装備品等の機能並びに整備に関する一般知識を除く。） 二　発動機に関する一般知識 三　航空法規等 四　整備の基本技術に関する基礎知識
		実技教育	一　整備の基本技術に関する基礎技術 二　整備に必要な一般的知見（電子装備品等の作動方法に関する一般的知見を除く。） 三　整備に必要な基礎技術（電子装備品等の取扱いに関する基礎技術を除く。） 四　動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）に関する技術
二等航空運航整備士の資格に係る技能証明	飛行機又は回転翼航空機	学科教育	一　Ｎ類の航空機の機体及び電子装備品等に関する一般知識（機体装備品及び電子装備品等の機能並びに整備に関する一般知識を除く。） 二　小型の発動機に関する一般知識 三　航空法規等 四　整備の基本技術に関する基礎知識
		実技教育	一　整備の基本技術に関する基礎技術 二　Ｎ類の航空機の整備に必要な一般的知見（電子装備品等の作動方法に関する一般的知見を除く。） 三　Ｎ類の航空機の整備に必要な基礎技術（電子装備品等の取扱いに関する基礎技術を除く。）

一等航空運航整備士の資格に係る技能証明	飛行機又は回転翼航空機	学科教育	一　機体及び電子装備品等に関する一般知識（機体装備品及び電子装備品等の機能並びに整備に関する一般知識を除く。） 二　発動機に関する一般知識（発動機の機能、性能及び整備に関する一般知識を除く。） 三　航空法規等 四　整備の基本技術に関する基礎知識
		実技教育	一　整備の基本技術に関する基礎技術 二　整備に必要な一般的知見（発動機及び電子装備品等の作動方法に関する一般的知見を除く。） 三　整備に必要な基礎技術（発動機及び電子装備品等の取扱いに関する基礎技術を除く。）（新設）
二等航空運航整備士の資格に係る技能証明	飛行機又は回転翼航空機	学科教育	一　Ｎ類の航空機の機体及び電子装備品等に関する一般知識（機体装備品及び電子装備品等の機能並びに整備に関する一般知識を除く。） 二　小型の発動機に関する一般知識（発動機の機能、性能及び整備に関する一般知識を除く。） 三　航空法規等 四　整備の基本技術に関する基礎知識
		実技教育	一　整備の基本技術に関する基礎技術 二　Ｎ類の航空機の整備に必要な一般的知見（発動機及び電子装備品等の作動方法に関する一般的知見を除く。） 三　Ｎ類の航空機の整備に必要な基礎技術（発動機及び電子装備品等の取扱いに関する基礎技術を除く。）